

(一社) 静岡県私立幼稚園振興協会のあり方検討プロジェクト
令和4年度 第2回会議

令和4年9月5日(月)
午後2時～
私学会館3階中会議室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議事

(1) 県私幼の組織(運営規則第2章関係)

- ・地区及び地区長(第1節)
- ・役員(第2節)
- ・常置委員会(第5節)

(2) 公益社団化の可能性の検討

(3) その他

県私幼の組織に関する検討について（素案）

1 趣旨

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う加盟園の経営形態の多様化等に的確に対応していくため、県私幼の組織（地区及び地区長、役員、常置委員会など）に関する検討を進める。

2 概要

(1) 地区の検討

新制度園の増加（R4.約7割）に伴い、施設型給付費を担当する市町との関係性が一層重要となっている。また、施設型給付費の処遇改善等加算Ⅱの条件となる研修機会の確保において、地区の研修の役割も大きくなっている。複数の市町にまたがる地区では、他市町の取組を引用した市町協議が可能等のメリットもある。

地区活動の重要性が一層高まる中で、活動基盤の強化等を図るため、地区の統合等について検討する。

(例) 各地区30園又は50園規模に統合 など

(2) 地区長の位置付けの検討（役員との関係）

現在、地区長は必ずしも執行機関としての理事ではないが（2人の地区長が理事に就任）、地区の重要性が高まる中で、地区長の理事化など、地区長の組織運営に参加する形態について検討する。

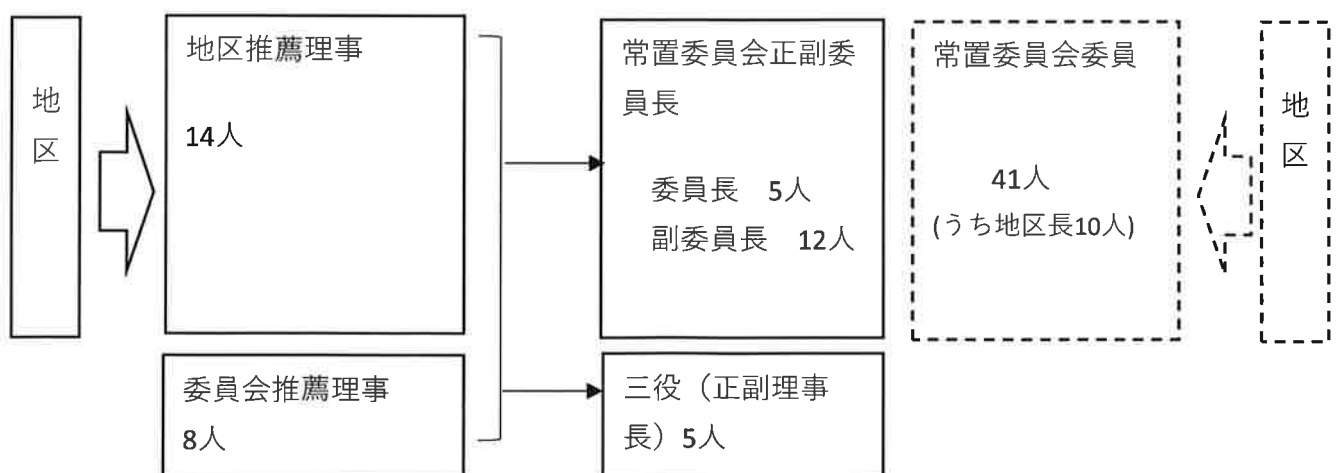
(例1) ・地区長の理事化（ただし、常置委員会の正副委員長に選任しない。）

(例2) ・三役・地区長会の常設化

(3) 常置委員会の検討

常置委員会（部会などを含む）の事業内容の検証等により、委員会体制を検討する。

上記の（１）～（３）は、地区推薦の地区長、役員（常置委員長）など相互に関係があるため、一体的に検討する必要がある。

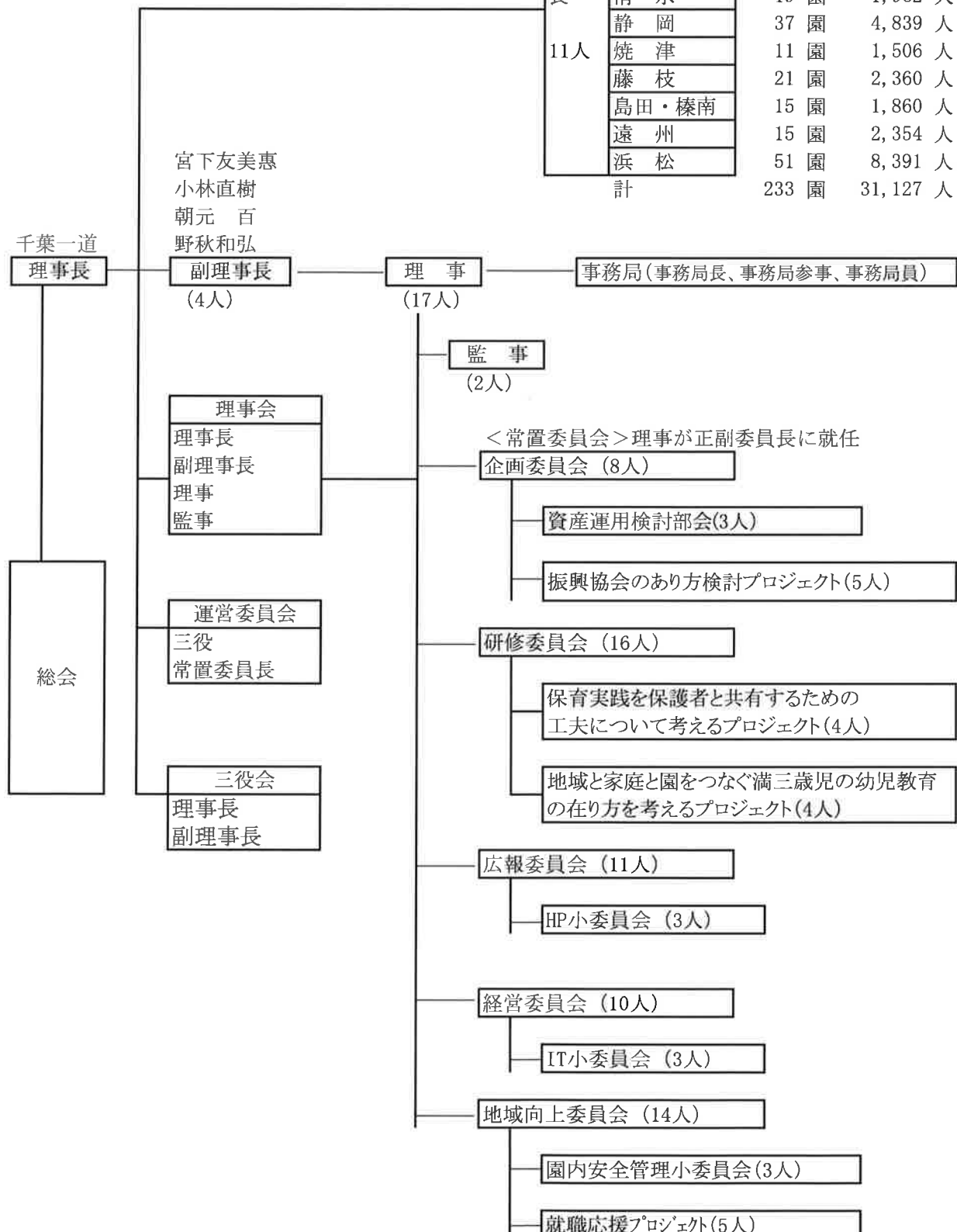


一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会「組織図」 (園児数：令和4年5月1日現在)

社員（設置者）数： 179
 加盟園数： 233
 園児数： 31,127 人

理事の任期：2年

地区 長 11人	駿 豆	15 園	1,752 人
	沼 津	20 園	2,213 人
	富 士	18 園	2,691 人
	富士宮	11 園	1,199 人
	清 水	19 園	1,962 人
	静 岡	37 園	4,839 人
	焼 津	11 園	1,506 人
	藤 枝	21 園	2,360 人
	島田・榛南	15 園	1,860 人
	遠 州	15 園	2,354 人
	浜 松	51 園	8,391 人
	計	233 園	31,127 人



令和4年度 地区別園数等一覧表

R4.5.1現在

地区	市 町	園 数					園児数 3～5歳児	教職員数
			私幼	施幼	幼認	連認		
駿豆	伊 東 市	2		2			105	23
	御 殿 場 市	2	1	1			295	46
	裾 野 市	3	2	1			211	35
	長 泉 町	1	1				260	28
	三 島 市	6	2	1		3	779	116
	伊 豆 市	1				1	102	45
	計	15	6	5	0	4	1,752	293
沼津	沼 津 市	20	4	5	5	6	2,213	407
富士	富 士 市	18	2	6	2	8	2,691	443
富士宮	富 士 宮 市	11	1	8	0	2	1,199	233
東 部 計		64	13	24	7	20	7,855	1,376
清水	静 岡 市 清 水 区	18	4	3	3	8	1,909	358
静岡	静 岡 市 葵 区	20	4	6	0	10	2,410	404
	静 岡 市 駿 河 区	18	1	8	0	9	2,482	453
	計	38	5	14	0	19	4,892	857
焼津	焼 津 市	11	9	2	0	0	1,506	177
藤枝	藤 枝 市	21	9	2	1	9	2,360	417
島田・榛南	川 根 本 町	1		1			2	4
	島 田 市	9	2	2	2	3	1,141	173
	吉 田 町	2	2				288	29
	牧 之 原 市	3				3	429	105
	計	15	4	3	2	6	1,860	311
中 部 計		103	31	24	6	42	12,527	2,120
遠州	菊 川 市	2			1	1	275	43
	掛 川 市	6			2	4	1,078	194
	袋 井 市	2	1			1	301	64
	磐 田 市	4		2		2	553	91
	湖 西 市	1				1	147	16
	計	15	1	2	3	9	2,354	408
浜松	浜 松 市 中 区	27	20	3	0	4	3,979	566
	浜 松 市 東 区	4	2	2			803	92
	浜 松 市 西 区	6	2	3		1	1,095	166
	浜 松 市 南 区	7	3			4	966	233
	浜 松 市 北 区	5	2	2		1	1,016	143
	浜 松 市 浜 北 区	1	1				526	38
	浜 松 市 天 竜 区	1		1			6	3
	計	51	30	11	0	10	8,391	1,241
西 部 計		66	31	13	3	19	10,745	1,649
総 合 計		233	75	61	16	81	31,127	5,145

<参考>園数規模別地区割り検討

地区	市 町	園 数					①30園規模 (園児数)	②50園規模 (園児数)	
			私幼	施幼	幼認	連認			
駿豆	伊 東 市	2		2			35園 (3,965)	64園 (7,855)	
	御 殿 場 市	2	1	1					
	裾 野 市	3	2	1					
	長 泉 町	1	1						
	三 島 市	6	2	1		3			
	伊 豆 市	1				1			
	計	15	6	5	0	4			
沼津	沼 津 市	20	4	5	5	6	29園 (3,890)		
富士	富 士 市	18	2	6	2	8			
富士宮	富 士 宮 市	11	1	8	0	2			
東 部 計		64	13	24	7	20			
清水	静 岡 市 清 水 区	18	4	3	3	8	56園 (6,801)	56園 (6,801)	
静岡	静 岡 市 葵 区	20	4	6	0	10			
	静 岡 市 駿 河 区	18	1	8	0	9			
	計	38	5	14	0	19			
焼津	焼 津 市	11	9	2	0	0	32園 (3,866)	62園 (8,080)	
藤枝	藤 枝 市	21	9	2	1	9			
島田・榛南	川 根 本 町	1		1			30園 (4,214)		
	島 田 市	9	2	2	2	3			
	吉 田 町	2	2						
	牧 之 原 市	3				3			
	計	15	4	3	2	6			
中 部 計		103	31	24	6	42			
遠州	菊 川 市	2			1	1	51園 (8,391)	51園 (8,391)	
	掛 川 市	6			2	4			
	袋 井 市	2	1			1			
	磐 田 市	4		2		2			
	湖 西 市	1				1			
	計	15	1	2	3	9			
浜松	浜 松 市 中 区	27	20	3	0	4			
	浜 松 市 東 区	4	2	2					
	浜 松 市 西 区	6	2	3		1			
	浜 松 市 南 区	7	3			4			
	浜 松 市 北 区	5	2	2		1			
	浜 松 市 浜 北 区	1	1						
	浜 松 市 天 竜 区	1		1					
	計	51	30	11	0	10			
西 部 計		66	31	13	3	19			
総 合 計		233	75	61	16	81			

11地区

3

6地区

4地区

令和4年度役員・常置委員の地区別人数

＜地区推薦理事＞第6条(1)				常置委員会(委員会推薦理事を含む) 委員会別内訳										三役	
地区	園数	人数		正	副	委員		企画	研修	広報		経営		地域	
		地区長	その他			うち地区長	正副			正副	委員	正副	委員	正副	委員
1 駿豆	15	1	1	5	1	4	1		1	副			1		1
2 沼津	20	1	1	6	1	5	1	副			1		1		1
3 富士	18	1	1	5	1	4	1				1	副			1
4 富士宮	11	1	1	4	1	2	1			正				副	1
5 清水	18	1	1	5	1	4	1	正			1		1		1
6 静岡	38	2	1	7	1	5	1		1	副	2				1
7 焼津	11	1	1	4	1	3	1			正			1		1
8 藤枝	21	1	1	6	1	4	1		1		1	副		正	1
9 島田・榛南	15	1	1	4	1	3	1				1	副			1
10 遠州	15	1	1	5		3	1				1		1		1
11 浜松	51	3	1	7		4		副			3		1	副	1
計	233	14	2	58	5	12	41	10	3	5	4	12	3	8	4
														6	3
															10

＜委員会推薦理事＞第6条(2)

委員会	人数		地区長	その他	三役
	正	副			
企画	宮	副			
研修		遠			
広報	藤				
経営	静				
地域					4
計	3	1			4

1 理事22人＝三役5人+委員長5人+副委員長12人

2 常置委員会58人＝正副委員長(理事)17人+各地区推薦委員41人
(地区長10を含む)

合計	22	2	20	5	58	5	12	41	10
----	----	---	----	---	----	---	----	----	----

<参考>

地区長を理事とした場合（理事22人＝地区長11人、その他11人）

- ・三役5人、委員長5人は地区長以外の理事11人（委員会推薦8人＋静岡1人＋浜松2人）から選任
- ・副委員長は、地区長以外の理事1人及び地区推薦委員から選任

<地区推薦理事>

地区	園数	人数		
		地区長	その他	
1 駿豆	15	1	1	
2 沼津	20	1	1	
3 富士	18	1	1	
4 富士宮	11	1	1	
5 清水	18	1	1	
6 静岡	38	2	1	1
7 焼津	11	1	1	
8 藤枝	21	1	1	
9 島田・榛南	15	1	1	
10 遠州	15	1	1	
11 浜松	51	3	1	2
計	233	14	11	3

常置委員会(委員会推薦理事を含む)				委員会別内訳													
正		副		委員		企画		研修		広報		経営		地域			
						正	副	委員	正	副	委員	正	副	委員	正	副	
						うち地区長											
5		1	4		1			1	副			1			1		1
6		1	5		1		副	1			1				1		1
5		1	4		1			1			1		副				1
4	1	1	2		1					1	正					副	1
5	1		4		1		正			1					1		1
7	1	1	5		1			1	副		2		正				1
4	1		3		1				正					1			1
6	1	1	4		1			1		1	副			1	正		1
4		1	3		1						1	副			1		1
5		2	3		1				副		1			1			1
7		3	4				副									副	
58	5	12	41	10	3	5	4	12	3	8	4	6	3	10			

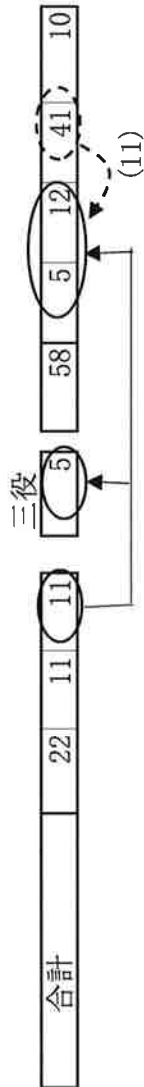
<委員会推薦理事>第6条(2)

委員会	人数		
	地区長	その他	
企画	1	1	
研修	1	1	
広報	1	1	
経営	1	1	
地域	4	4	
計	8	8	

理事22人＝三役5人＋委員長5人＋副委員長1人＋地区長11人

常置委員会58人＝委員長(理事)5人＋副委員長(理事)1人

＋副委員長(地区推薦)11人＋地区推薦委員41人
(地区長10を含む)



<参考 2 >

地区を6地区に統合し、地区長を理事とした場合

- ・理事22人＝地区長6人、その他16人
- ・三役5人、委員長5人、は地区長以外の理事16人から選任
- ・副委員長12人は、地区長以外の理事6人及び地区推薦委員から選任

<地区推薦理事>

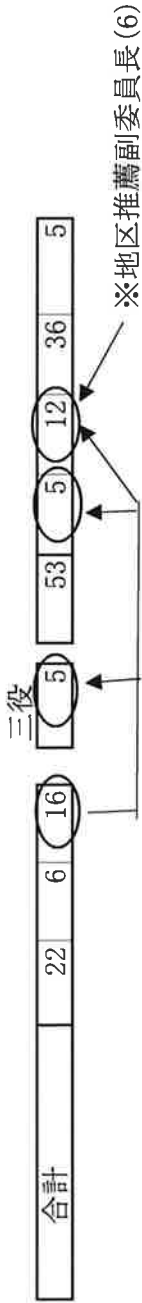
地区	園数	人数		
		地区長	その他	
1 駿豆沼津	35	2	1	1
2 富士富士宮	29	2	1	1
3 静岡清水	56	3	1	2
4 焼津藤枝	32	2	1	1
5 遠州島榛	30	2	1	1
6 浜松	51	3	1	2
計	233	14	6	8

委員会別内訳													
常置委員会(委員会推薦理事を含む)													
	正	副	委員		企画		研修		広報		経営		地域
			正副	委員	正副	委員	正副	委員	正副	委員	正副	委員	
10				1 副		2 副		1 副		2 副		2 副	1 正
8	1	2		5 1		1 正		2 正		1 正		1 副	1 正
11	2	1		8 1		1 正		3 副		2 正		1 正	1 正
9	2	1		6 1		1 正		1 副		1 正		2 正	1 正
8		3		5 1				2 副		1 副		1 副	1 正
7		3		4 副				3 副		1 副		1 副	1 副
53	5	12		36 5		3 5		12 4		8 3		6 3	5 5

<委員会推薦理事>

委員会	人数		
	地区長	その他	
企画	1	1	
研修	1	1	
広報	1	1	
経営	1	1	
地域	4	4	
計	8	8	

理事22人＝三役5人＋委員長5人＋地区長6人＋副委員長6人
常置委員会53人＝委員長(理事)5人＋副委員長(理事)6人
＋副委員長(地区推薦)6人＋地区推薦委員36人
(地区長5を含む)



＜参考3＞役員・常置委員の地区別推薦者人数

※地区推薦委員は地域向上委員（地区長）を
含まない。

＜R4＞

地区長＝理事

地区長≠正副委員長の場合

地区	園数	地区長	地区推薦理事※	地区推薦委員※	計
1 駿豆	15	1	1	3	5
2 沼津	20	1	1	4	6
3 富士	18	1	1	3	5
4 富士宮	11	1	1	1	3
5 清水	18	1	1	3	5
6 静岡	38	1	2	4	7
7 焼津	11	1	1	2	4
8 藤枝	21	1	1	3	5
9 島田・榛南	15	1	1	2	4
10 遠州	15	1	1	2	4
11 浜松	51	1	3	4	8
計	233	11	14	31	56

うち13

委員会推薦理事4

地区推薦副委員長11
委員会推薦理事3

正副委員長17

地区を6地区に統合し、

地区長＝理事、地区長≠正副委員長の場合

地区	園数	地区長	地区推薦理事	地区推薦委員※	計
駿豆沼津	35	1	1	7	9
富士富士宮	29	1	1	4	6
清水静岡	56	1	2	7	10
焼津藤枝	32	1	1	5	7
島榛遠州	30	1	1	4	6
浜松	51	1	2	4	7
計	233	6	8	31	45

地区推薦副委員長6
委員会推薦理事3

R 4 常置委員会委員の地区別割り振りについて

	地区名	園数	常置委員会										今回、各地区から推薦いただく人数
			企 画		研 修		広 報		経 営		地域向上		
			正 副	委員	正 副	委員	正 副	委員	正 副	委員	正 副	委員	
1	駿 豆	15		1	(山崎)			1		1		1	3
2	沼 津	20	(後藤)	1		1		1		1		1	4
3	富 士	18		1		1		1	(今村)			1	3
4	富士宮	11				1	(足立)				(遠藤)	1	1
5	清 水	18	(江崎)			1		1		1		1	3
6	静 岡	38		1	(望月)	2		1	(長谷川)			1	4
7	焼 津	11			(相田)			1		1		1	2
8	藤 枝	21		1		1	(武藤)			1	(鈴木)	1	3
9	島田・榛南	15				1	(男城)			1		1	2
10	遠 州	15			(村松)	1		1	(小澤)			1	2
11	浜 松	51	(田村)			3		1	(島津)		(荒巻)	—	4
		233	8		16		11		10		13		計31人

* ○は委員長候補者、()は副委員長候補者です。地域向上委員会の委員は地区長が就任します。

* 太枠の中の人数について、各地区から候補者の推薦をお願いします。

常置委員会委員の地区別割り振りに関する規定

静岡県私立幼稚園振興協会運営規則

(常置委員会の設置)

第10条第3項 常置委員会の委員は、理事長が理事会の意見を聞いて選任し、その任期は定款第22条第1項の任期と同じとする。

(常置委員会の構成、所管事項)

第11条第5号 地域向上委員会は、各地区長と理事の14人以内で構成し、次の事項を所管する。

常置委員会の業務

	運営規則第11条	R4事業計画（主なもの）
企画 8人 (11人以内)	ア 幼稚園や当法人の在り方に関する協議や提案を行う活動の推進に関する事項 イ 地域子育て環境の良質化に寄与する活動の企画と実施に関する事項 ウ 県、市町への私立幼稚園支援に関わる活動の企画に関する事項	・就職フェアの開催 ・人材確保策の検討 ・県私幼あり方検討（検討P） ・静私幼要覧の発行（事務局）
研修 16人 (16人以内)	ア 教員のスキルアップに寄与する各種研修の企画と実施に関する事項 イ 幼児教育の質の向上に寄与する研究の推進に関する事項 ウ 幼児の発達や学びの連続性についての研修、研究の推進に関する事項 エ 免許更新制研修の企画と実施に関する事項	・基本、専門、特別研修 ・幼児教育の理解・発展推進 ・調査、研修プロジェクト ・免許法認定講習（事務局）
広報 11人 (11人以内)	ア 会員への広報誌発行や情報提供、発信に関わる活動の企画と実施に関する事項 イ 人材確保に関わる活動の企画の実施や研究の推進に関する事項	・静私幼だより等の発行 ・教員養成校との意見交換会 ・求人情報の発信 ・HP広報（HP小）
経営 10人 (11人以内)	ア 園の健全経営のための事務の効率化や省力化への援助及び研修の企画と実施に関する事項 イ 経営者への最新情報の提供や研修の企画と実施に関する事項 ウ 後継者を含めた人材の養成に関わる活動の企画と実施に関する事項 エ ITを利用した研修、研究の提案や実務指導に関する事項	・理事長・設置者、園長研修 ・次世代リーダー養成研修 ・事務職員研修（会計セミナー等） ・経営分析情報等の提供 ・ITセミナー（IT小）
地域 13人 (14人以内)	ア 子育て家庭を支援するための場やシステムの企画と実施に関する事項 イ 子育てに対する社会意識の高揚に寄与する活動の企画と実施に関する事項 ウ 県、市町への私立幼稚園支援に関わる活動の実施に関する事項 エ 地区間の情報交換や事業推進に寄与する活動の展開に関する事項 オ 園の安全管理に寄与する活動の企画と実施に関する事項	・子育てフェア・子育て相談カンセラー ・私学振興ふじのくに大会 ・人材確保策の検討（就職P） ・園の安全管理情報の発信（安全P）

(一社)静岡県私立幼稚園振興協会の公益社団化の可能性の検討について(素案)

1 趣 旨

子ども子育て支援新制度の施行に伴う加盟園の経営形態の多様化や、少子化の進行に伴う園児数の減少傾向などに的確に対応していくためには、公益社団化等による組織基盤の強化が求められている。

また、将来的に(公財)静岡県私立幼稚園退職基金財団との統合を視野に入れた場合、加盟園(法人)の集合体(社団)としての性質を継続していくためには、振興協会が公益社団であることが不可欠となっている。

このため、一般社団移行時に公益目的事業比率(50%以上)などの条件が困難とされていた振興協会の公益社団化について、改めてその可能性を検討していくこととする。

2 公益認定基準(認定法第5条)

(1) 法人の目的・事業の性質・内容に関するもの

- ① **公益目的事業を行うことが主たる目的**であること。
- ② 公益目的事業に必要な経理的基礎と技術的能力を有すること。
- ③～⑤、⑦ 省略

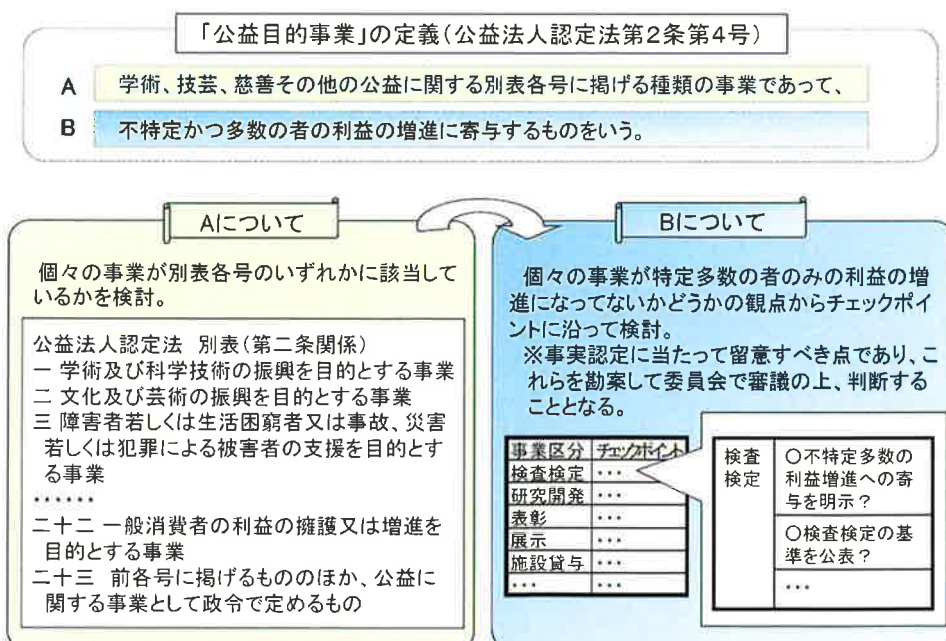
(2) 法人の財務に関するもの(「財務3基準」)

- ⑥ 公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないと見込まれること(収支相償)。
- ⑧ **公益目的事業比率(費用ベース)が100分の50以上になると見込まれること。**
- ⑨ 省略

(3) 法人の機関に関するもの、財産に関するもの(省略)

3 公益目的事業(認定法第2条第4号)

移行認定(実践編①) 公益目的事業について(その1)



A 公益に関する別表各号に掲げる事業

1 学術及び科学技術の振興を目的とする事業

2～8 省略

9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業

10～23 省略

B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの

認定にあたっての留意点として、事業区分（「(3) 講座、セミナー、育成」など）ごとにチェックポイントが明示されている。

○公益目的事業のチェックポイント（抜粋）

＜(3) 講座、セミナー、育成＞

- ① 当該講座等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。
- ③ 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。
- ④ 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。

【補足】横断的注記（抜粋）

(3) 各用語の解説

ア 「機会が、一般に開かれているか」：共益的行われるものを除く趣旨である。

受益の機会が特定多数の者（例えば、社団法人の社員）に限定されている場合は原則として共益と考えられる。

ただし、機会が限定されている場合でも、例えば別表各号の目的（教育等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、～）に直接貢献するといった合理的な理由がある場合、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという事実認定をし得る。（例：特定の資格等を有する者の大半で構成される法人における講習による人材の育成が学術の振興に直接貢献すると考えられる場合、受講者が社員に限定されていても、公益目的事業とし得る。）

4 公益認定申請に必要な書類

申請書

別紙1 法人の基本情報及び組織について

別紙2 法人の事業について

公益目的事業（事業ごとに公益目的事業のチェックポイントを踏まえて説明）

収益事業等

別紙3 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について

別表A：収支相償の計算、別表B：公益目的事業比率の算定 など

その他の添付書類（定款など）

5 今後の進め方

これまで、県（教育委員会総務課、経営管理部法務課）と公益社団化の可能性について調整を行ってきたが、県から、より具体的に検討するため、今後は公益認定申請書類（素案）をベースとした事前協議を行うことを提案されている。

この事前協議の中で、公益社団化の可能性の有無がより明確になることから、現在の振興協会の事業内容等をもとにした公益認定申請書類（素案）を作成し、県との事前協議を進めることとする。

事前協議の結果、公益社団化の可能性が高いとなった場合、振興協会の機関決定手続き（理事会、総会など）を経た後、本申請の手続きを進めることとする。（公益認定の最終判断は公益認定審査会（弁護士や公認会計士などで構成）で行うため、事前協議は見込みとなる。）

なお、事前協議の中で、公益社団化の可能性が低いとなった場合、今後の進め方について改めて検討することとする。

<参考>公益社団化の可能性ありの場合のスケジュール・イメージ

R 4	10 月～	事前協議（約 3 か月） ※必要に応じてあり方検討プロジェクトなどで協議
R 5	〇〇月～ 〇〇月～	振興協会機関決定手続き（総会、理事会など） 機関決定後、公益認定本申請手続き（約 6 か月） 認定決定後、公益社団移行の準備（定款変更など）
R 6	4 月～	公益社団に移行

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

→ 事業区分のチェックポイント (認定上の留意点)

別表 (第二条関係)

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵かん養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

《参考》 事業区分ごとのチェックポイント (公益目的事業認定上の留意点)

(1) 検査・検定

- ① 当該検査・検定が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該検査・検定の基準を公開しているか。
- ③ 当該検査・検定の機会が、一般に開かれているか。
- ④ 検査・検定の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。(例：個別審査に当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除、検定はデータなど客観的方法による決定)
- ⑤ 検査・検定に携わる人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合していることを確認しているか。(例：検査機器の定期的点検と性能向上／能力評価の実施／法令等により求められる能力について許認可を受けている)

(2) 資格付与

- ① 当該資格付与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該資格付与の基準を公開しているか。
- ③ 当該資格付与の機会が、一般に開かれているか。
(注) ただし、高度な技能・技術等についての資格付与の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。
- ④ 資格付与の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。(例：個別審査に当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除)
- ⑤ 資格付与の審査に当たって専門家が適切に関与しているか。

★ (3) 講座、セミナー、育成

- ① 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。
(注) ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。
- ③ 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。
(注) 専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。
- ④ 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。

(4) 体験活動等

- ① 当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例：テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)
- ③ 体験活動に専門家が適切に関与しているか。

★ (5) 相談、助言

- ① 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。
- ③ 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例：助言者の資格要件を定めて公開している)

★ (6) 調査、資料収集

- ① 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。
(注) ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。
- ③ 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。
- ④ 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。

(7) 技術開発、研究開発

- ① 当該技術開発、研究開発が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該技術開発、研究開発の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。
(注) ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。
- ③ 当該技術開発、研究開発に専門家が適切に関与しているか。
- ④ 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。

(8) キャンペーン、〇〇月間

- ① 当該キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例：テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)
- ③ (要望・提案を行う場合には、) 要望・提案の内容を公開しているか。

(9) 展示会、○○ショー

- ① 当該展示会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例：テーマに沿ったシンポジウムやセミナーを開催／出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている／テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか(注)／入場者を特定の利害関係者に限っていないか)
(注) 公益目的と異なるプログラムになっていないかを確認する趣旨であり、公益目的と異なっていない限り、製品等の紹介も認め得る。
- ③ (出展者を選定する場合、) 出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定しているか。(例：出展料に不当な差別がないか)

(10) 博物館等の展示

- ① 当該博物館等の展示が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例：テーマに沿った展示内容／出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている／テーマで謳っている公益目的とは異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)
- ③ 資料の収集・展示について専門家が関与しているか。
- ④ 展示の公開がほとんど行われず、休眠化していないか。

(11) 施設の貸与

- ① 当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。

(12) 資金貸付、債務保証等

- ① 当該資金貸付、債務保証等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 資金貸付、債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的に合致しているか。
- ③ 対象者(貸付を受ける者その他の債務者となる者)が一般に開かれているか。
- ④ 債務保証の場合、保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみに限定されていないか。
- ⑤ 資金貸付、債務保証等の件数、金額等を公表しているか。(対象者名の公表に支障がある場合、その公表は除く。)
- ⑥ 当該資金貸付、債務保証等に専門家の適切な関与があるか。

(13) 助成(応募型)

- ① 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 応募の機会が、一般に開かれているか。
- ③ 助成の選考が公正に行われることになっているか。(例：個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)
- ④ 専門家など選考に適切な者が関与しているか。
- ⑤ 助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)
- ⑥ (研究や事業の成果があるような助成の場合、) 助成対象者から、成果についての報告を得ているか。

(14) 表彰、コンクール

- ① 当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 選考が公正に行われることになっているか。(例：個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除)
- ③ 選考に当たって専門家が適切に関与しているか。
- ④ 表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。
- ⑤ 表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担(応募者から一律に徴収する審査料は除く。)を求めてないか。

(15) 競技会

- ① 当該競技会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっているか。(例：親睦会のような活動にとどまっていないか)
- ③ 出場者の選定や競技会の運営について公正なルールを定め、公表しているか。

(16) 自主公演

- ① 当該自主公演が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定された趣旨を実現できるよう、質の確保・向上の努力が行われているか。

(17) 主催公演

- ① 当該主催公演が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定された事業目的に沿った公演作品を適切に企画・選定するためのプロセスがあるか。(例：企画・選定の方針等の適切な手続が定められている／(地域住民サービスとして行われる場合) 企画段階で地域住民のニーズの把握に努めている)
- ③ 主催公演の実績(公演名、公演団体等)を公表しているか。

(18) 上記(1)～(17)の事業区分に該当しない事業

- ① 事業目的(趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)
- ② 事業の合目的性(趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)
 - ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)
 - イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)
 - ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)
 - エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)
(注) ②(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。